

災害時に支援を必要とする人は、 避難行動要支援者※名簿に登録しましょう

※「災害時要援護者」から呼称を変更しました。

☎福祉政策課 ☎43-9258 ☎市ホームページ内で「避難行動要支援者」を検索

市では、地震や豪雨などの災害が発生したとき、自力では避難できない重度の障がい者や介護が必要な人が、地域の皆さんの支援を受けて避難できる体制づくりを進めています。

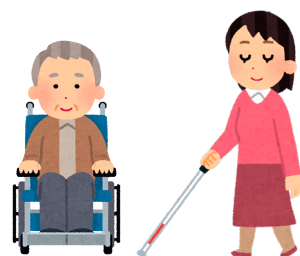
支援が必要な人を「避難行動要支援者名簿」に登録するとともに、名簿を民生委員などの地域の支援関係者に提供し、平時や災害時の支援に活用しています。また、避難支援の実効性を高めるため、今後名簿登録者一人ひとりについて個別避難計画の作成に取り組みます。

登録の対象となる人は？

次のいずれかの状態にある人(家族の支援が受けられる人や施設入所者・長期入院患者を除く)

- 要介護度3～5 ●身体障害者手帳1～3級 ●愛護(療育)手帳A
- 指定難病、小児慢性特定疾病等 ●その他同様の状態にある人

※登録した情報を地域の支援関係者などへ提供することを同意した人に限ります。



支援を受けるまでの流れは？

①登録の申請

緊急時の連絡先や隣近所の住民などで支援してくれる人などを記載した申請書を提出
※支援をしてくれる人がみつからない場合でも登録できます。

- 申請方法 申請書を、福祉政策課、各市民サービスセンター、南郷事務所に提出
- 申請書 市庁別館7階 福祉政策課で配布(市ホームページからダウンロード可)

②名簿の整備・提供

市が名簿を作成し、次のような地域の支援関係者などへ提供します。

- 民生委員 ●自主防災会・町内会等(市と協定締結した団体)
- 消防本部 ●警察 ●八戸市社会福祉協議会

③平時・災害時の支援

地域の支援関係者やご近所の人より支援を受けることができます。

- 平時 日常の声掛けなどの見守り、避難訓練の実施など
- 災害時 早めの避難の呼びかけ、避難誘導に関する支援など

登録の申請



名簿登録

名簿提供



平時の支援

災害時の支援



注意 この制度は、地域の「助け合い」「支え合い」の中で、できる範囲で行っていただくものです。災害はいつ起こるか分からず、支援する側も被災する可能性があります。そのため、状況によっては支援が受けられない場合があることをご理解ください。



救急医療情報キット

登録者には「救急医療情報キット」を無料で配布しています。保険証やお薬手帳の写し、かかりつけ医や緊急連絡先などの情報を専用のケースに入れて、冷蔵庫の扉などに張り付けて保管し、災害時や救急搬送時に備えるものです。

①救急通報



②救急隊到着



③情報確認



救急隊員などが冷蔵庫から情報キットを取り出し、情報を確認

④搬送



病院、かかりつけ医に情報を伝達し、搬送